

## ◆運転・設備資金が実質貸付利率0%で利用可能に！ ～新型コロナウイルス対策資金～

従来の「①日本政策金融公庫」、「②佐賀県保証協会」「③中小企業基盤整備機構」貸付について、新型コロナウイルス感染症で売上減少の影響を受ける事業者は、下記の特別貸付制度を利用出来ます。

項目	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者向けの融資制度		
	①日本政策金融公庫	②佐賀県信用保証協会	③中小企業基盤整備機構
融資限度額	6,000万円	8,000万円	2,000万円
資金使途	運転資金/設備資金	運転資金	運転資金/設備資金
貸付期間 (据置期間)	運転：15年(5年) 設備：20年(〃)	運転10年(2年)	貸付金額500万円以下 の場合は4年(1年) 505万円以上は6年(〃)
担保	無担保	必要に応じて徴求	無担保
利用条件など	・売上高5%以上減少 (個人小規模事業者) ・中小企業者は20%以上	・SF4号→売上20%以上減少 ・SF5号→5%以上減少 ・危機関連保証→15%以上減少	・売上高5%以上減少 ・共済の貸付資格を有 する契約者

※利用条件は、一部を記載していますので詳しい条件は、お問い合わせください。

※既往借入金の残高がある場合は、既往分の借換も検討出来ますので、詳しくはご相談ください。

## ◆休業等による雇用調整助成金の特例措置が拡大に！ ～雇用調整助成金の拡充～

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、店舗休業や、従業員休業させた場合事業主に対し、助成金を支給されます。その助成内容や、対象が拡充されたのでお知らせします。

要件緩和の内容	新型コロナウイルス感染症の特例措置 緊急対応期間(4/1～6/30)
①売上減少の要件	前月と対前年同月比で、 <b>5%以上</b> の減少。
②対象者について	週20時間未満の <b>パートやアルバイトも対象</b> 。
③助成率について	中小企業： <b>4/5</b> ・大企業： <b>2/3</b>
④解雇しない場合助成率上乘せ	中小企業： <b>9/10</b> ・大企業： <b>3/4</b>
⑤教育訓練は加算額引き上げ	中小企業： <b>2,400円</b> ・大企業： <b>1,800円</b>
⑥支給限度日数	1年間に100日の支給限度日数とは <b>別枠で利用可</b> 。

◇5月の無料相談日のご案内 \*予約制ですので、ご希望の方は事前に、ご連絡下さい。

<b>労働相談</b>	5月 7日(木) 働き方改革推進センター
<b>税務相談</b>	5月13日(水)・27日(水) 派遣税理士(松永税理士)
<b>金融相談</b>	5月 1日(金) 日本政策金融公庫国民生活事業 5月20日(水) 佐賀県信用保証協会
<b>法律相談</b>	5月 8日(金) 行政書士会、5月15日(金) 司法書士会 5月22日(金) 県弁護士会
<b>事業承継相談</b>	5月28日(木) 佐賀県事業引継ぎ支援センター

※事業承継相談は、奇数月の第4木曜日に開催します。